

令和5年5月22日

自由民主党 社会保障調査会  
会 長 田村 憲久 様  
同 介護委員会  
委員長 衛藤 晟一 様

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
会 長 柴口 里則

## 物価高騰・賃上げ対応に関する要望書

日頃より介護支援専門員や主任介護支援専門員、及びその勤務する事業所・施設等への支援について各種の対策を講じていただいておりますことに、感謝申し上げます。

さて、今般の春闘では、一般企業においては30年ぶりの高水準の賃上げが報じられております。しかしながら、介護支援専門員、主任介護支援専門員が支援を行う現場では、日常の業務に加えて、新型コロナ感染者の対応や感染症対策に追われるとともに、物価高騰や人材確保困難（介護支援専門員 有効求人倍率3.05倍<sup>i</sup>、対前年比0.51ptの伸び）等の影響から、厳しい運営状況にあります。一般企業と違って、国で定める公定価格（介護報酬）により経営するため、その改定を待たなければ、賃金が上げられない状況です。特に居宅介護支援事業所や地域包括支援センターにおいては、介護分野の職員同様に全産業平均との格差がわずかしこ縮まっていけないのが現状であり（介護分野の職員29.3万円/月、全産業で36.1万円/月：令和4年賃金構造基本統計調査）、介護職員の処遇改善等が進み賃金差も縮小し、40歳以下の介護支援専門員では賃金水準が介護職員と逆転している調査結果<sup>ii</sup>もあります。介護支援専門員、主任介護支援専門員は利用者の生活全般を支えるその職責の大きさ等もあり、なり手不足から人材確保が深刻な問題となってきており、介護支援専門員不在の市町村が存在するなど、適切な時期にケアマネジメント受けられないというリスクも高まっています。

一方、今般、介護関係団体で緊急に実施した調査では、令和4年度の電気・ガス代等が前々年度比約120～180%と上昇していることが明らかになりました。物価高騰については臨時交付金の積み増しが行われており、団体としても各自治体に働きかけを行ってまいりますが、賃金引き上げまで行う余裕はありません。介護支援専門員、主任介護支援専門員として就業する者の賃金を他業種並みに上げること、さらに国民生活において欠かすことができないサービスを提供する居宅介護支援事業所や地域包括支援センターが、利用者等に安心・安全で質の高いサービスを持続的に提供できるよう、以下を緊急に要望します。

**介護支援専門員、主任介護支援専門員が勤務する居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等において、一般企業と同程度以上の賃金引き上げができるよう、令和5年度における緊急的な措置および令和6年度の介護報酬改定における対応を実施すること**

---

i 「令和3年度 福祉分野の求人求職動向 福祉人材センター・バンク 職業紹介実績報告」、社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉人材センター、令和4年7月

ii 「介護支援専門員と介護職員の処遇実態比較」日本介護支援専門員協会、令和3年11月25日